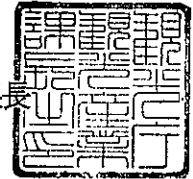


観観産第 97 号の2

平成23年 6月 6日

社団法人 全国旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長



### 旅行業務に関する取引の公正の維持について

最近、一部の旅行者において、貸切バスを利用した募集型企画旅行（以下「バスツアー」という。）の実施に際し、回数券と称する証書（以下単に「回数券」という。）の交付と引換えにバスツアーに係る旅行代金を前受けするとともに、当該回数券を有する旅行者が、当該旅行者に対し、参加するバスツアーを特定して予約を申し出て、これを当該旅行者が承諾することで、バスツアーに係る旅行契約が成立する取引が行われている。

こうした取引について、回数券が交付されただけの段階では、募集型企画旅行契約が成立していないことから、旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第3項に規定する「旅行業務」に関する取引とは認められず、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の適用除外として、資金決済に関する法律施行令（平成22年政令第19号）第4条第5項第2号に掲げる「旅行業法第2条第3項に規定する旅行業務に関する取引において発行される前払式支払手段」に該当するものとする事はできないことから、当該取引に当たっては、資金決済に関する法律に基づく登録を受け、発行保証金の供託等の義務を履行しなければならないところ、当該取引を行っている旅行者において、これらを怠っており、同法に抵触する事実が認められた。

こうしたことは、旅行業界全体の信用を失墜するものであるばかりか、バスツアーに係る旅行代金の前受けと引換えに旅行者へ回数券を交付している行為は、一般乗合旅客自動車運送事業者によるバス回数乗車券の販売との誤認を旅行者に生じさせるおそれがあり、旅行者保護の観点からも不適切であると言わざるを得ない。

については、同様の取引を行っている旅行者において、資金決済に関する法律に抵触する状況があれば、直ちにそれを是正するとともに、旅行業法はもとより関係法令の遵守による旅行業務の適正な運営の確保に万全を期すよう、貴協会傘下会員に対し、周知徹底されたい。